

前金	部分払	
有	一回	

令和6年度営教施補第44号

津市立桃園小学校長寿命化改修工事

工事場所	津市 新家町 地内														
工 期	契約締結日から起算して187日間														
工事概要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修) ※上記に係る建築工事等 一式														
<table><tr><td>部長</td><td>参事</td><td>営繕課長</td><td>調整・建築営繕担当主幹 検算者</td><td>建築営繕担当 照査責任者</td><td>担当</td><td>設計者</td></tr><tr><td colspan="4">設備担当 検算者</td><td>設備担当 照査責任者</td><td>担当</td><td>設計者</td></tr></table>		部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者	設備担当 検算者				設備担当 照査責任者	担当	設計者
部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者									
設備担当 検算者				設備担当 照査責任者	担当	設計者									

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事費								
建築		1		式				
電気設備		1		式				
機械設備		1		式				
計								
共通費								
共通仮設費		1		式				
現場管理費		1		式				
一般管理費等		1		式				
計								
工事価格		1		式				
消費税等相当額		1		式				
工事費		1		式				

津市建設部

管理教室棟 改修					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	撤去	1	式		
防水改修	改修	1	式		
計					
外壁改修	撤去	1	式		
外壁改修	改修	1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内外装改修	撤去	1	式		
内外装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					

管理教室棟 改修		防水改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水洗い	高圧ポンプ 10～15MPa	1,654	m ²			
下地調整	ボリマーセメント、クレン清掃共	855	m ²			
改質アスファルトシート防水	上塗材 遮熱仕様 平場 AS-J2	720	m ²			
改質アスファルトシート防水	上塗材 遮熱仕様 平場 AS-J1	179	m ²			
改質アスファルトシート防水	上塗材 遮熱仕様 立上り AS-J1	265	m ²			
塗膜防水	上塗材フッ素 平場 X-2工法	246	m ²			
塗膜防水	上塗材フッ素 立上り X-2工法	165	m ²			
アクリルゴム系塗膜防水	凹凸模様 吹付け 遮熱仕様 下地調整(ボリマーセメント)、補強メッシュ下 張り共	32.4	m ²			
自閉樹脂塗膜防水	ボリマーセメント系塗膜防水エチレン酢酸ビニル 軽歩行用 保護コート塗	79.4	m ²			
改修用ドレン	φ100 縦引用 ルーフドレン 鋳鉄製キャップ付	22	か所			
改修用ドレン	φ100 中継用 鋳鉄製キャップ付	19	か所			
脱気筒	ステンレス製	5	か所			
防水押え金物	アルミ製	263	m			
シーリング	一般部 ポリウレタン系(PU-2) 25×10	666	m			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	1,258	m			
計						

津市建設部營繕課

管理教室棟 改修		外壁改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
水洗い	高圧ポンプ 10～15MPa	42.8	m ²			
高圧水洗	高圧ポンプ 30～50MPa	2,947	m ²			
施工数量調査	打診調査・報告書作成費共	1	式			
ひび割れ部改修	モルタル面、コンクリート面 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	76.1	m			
ひび割れ部改修	モルタル面、コンクリート面 Uカットシーリング材充填工法	79.9	m			
浮き部改修	モルタル面 アンカービトンニング部分エポキシ樹脂注入工法 16本/m ² 、25ml/穴	226	m ²			
浮き部改修	モルタル面 見上 アンカービトンニング部分エポキシ樹脂注入工法 25本/m ² 、25ml/穴	16.2	m ²			
浮き部改修	モルタル 細幅面 アンカービトンニング部分エポキシ樹脂注入工法 5本/m、25ml/穴	156	m			
欠損部改修	モルタル面、コンクリート面 鉄筋防錆 樹脂モルタル塗50×50程度	124	か所			
欠損部改修	モルタル面、コンクリート面 鉄筋防錆 樹脂モルタル塗50×200程度	148	か所			
欠損部改修	モルタル面、コンクリート面 鉄筋防錆 樹脂モルタル塗200×100程度	33	か所			
欠損部改修	モルタル面、コンクリート面 鉄筋防錆 樹脂モルタル塗300×100程度	26	か所			
複層塗材E	凹凸模様 吹付け 水系フッソ つやあり 下塗1回・主材塗2回・ 上塗2回 下地調整(C-1)共	2,628	m ²			
外装薄塗材E	砂壁状 吹付け 下塗1回・主材塗2回 下地調整費(C-1)共	319	m ²			
硬質ポリ塩化ビニル管とい(カラー)	径100 SUS掴み金物共	22.3	m			
飾り桧	塩ビ製(カラー) φ100用	2	か所			
計						

津市建設部営繕課

津市建設部營繕課

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

津市建設部営繕課

屋内運動場 屋根改修		外装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
屋根材	カバ工法 カラーガルバリウム鋼板 厚0.8 丸馳折板 働き幅500程度	762	m ²			
中間材	グラスウール 厚100 10kg/m3	757	m ²			
棟部断熱見切り	ガルバリウム鋼板素地 厚0.5	29.3	m			
けらば部断熱見切り	ガルバリウム鋼板素地 厚0.5	52	m			
断熱金具	固定(水上)	58.6	m			
断熱金具	スライト	236	m			
断熱金具	妻用	52	か所			
水上面戸	カラーガルバリウム鋼板 周囲シーリング共	58.6	m			
エフロン面戸	カラーガルバリウム鋼板 シーリング共	58.6	m			
軒先見切り面戸	カラーガルバリウム鋼板 シーリング共	58.6	m			
軒先面戸下取合い 水切り	カラーガルバリウム鋼板 厚0.6	58.6	m			
棟包み	カラーガルバリウム鋼板 厚0.6 棟板金具共	29.3	m			
袖壁取合い笠木	カラーガルバリウム鋼板 厚0.6 加工手間、捨てシーリング充填共	2	か所			
けらば取合い水切り	カラーガルバリウム鋼板 厚0.6 曲げ加工、水切下地 厚0.8共	52	m			
シーリング	一般部 変成シリコン系(MS-2) 20×10	52	m			
計						

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

管理教室棟 改修

[illegible]

津市建設部營繕課

津市建設部營繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部營繕課

管理教室棟 改修		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0001
<枠組本足場>						
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 掛払い手間 22m未満 - -	2,057	m ²			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用60日賃料 修理費含む 22m未満 - -	1,004	m ²			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用120日賃料 修理費含む 22m未満 - -	1,053	m ²			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 基本料 修理費含む 22m未満 - -	2,057	m ²			
仮設材運搬 (枠組本足場) (手摺先行据置型)	建枠幅900(二枚布)	2,057	m ²			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 掛払い手間 -	165	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 供用60日賃料 修理費含む -	81.3	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 供用120日賃料 修理費含む -	83.8	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 基本料 修理費含む -	165	m			
仮設材運搬 (安全てすり) (手摺先行据置型)	枠組本足場用(手摺先行据置型)	165	m			
<くさび緊結式足場>						
くさび緊結式足場 (手摺先行型)	幅600mm 120日賃料 20m未満 掛払い手間、運搬費、最上部安全 手すり含む	307	m ²			
計						

管理教室棟 改修		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
垂直養生		1	式			別紙 00-0002
メッシュシート張り	防災性能 JIS A 8952 I 類 掛払い手間 -	2,364	m ²			
メッシュシート張り	防災 I 類 供用60日 賃料 修理費含む -	1,004	m ²			
メッシュシート張り	防災 I 類 供用120日 賃料 修理費含む -	1,360	m ²			
メッシュシート張り	防災性能 JIS A 8952 I 類 基本料 修理費含む -	2,364	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		2,364	m ²			
計						
内部足場		1	式			別紙 00-0003
<内部仕上足場>						
内部仕上足場 (改修)	階高4.0m以下 脚立足場 塗装塗替え程度 既存塗膜の除去有り	1,092	m ²			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	3階建	1,092	m ²			
<内部階段仕上足場>						
内部階段仕上足場	掛払い手間	126	m ²			
内部階段仕上足場	供用30日 賃料 修理費含む	126	m ²			
内部階段仕上足場	基本料 修理費含む	126	m ²			
仮設材運搬 (内部階段 仕上足場)		126	m ²			
計						

管理教室棟 改修		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
養生		1	式			別紙 00-0004
養生(外壁改修)		354	m ²			
養生 (屋上防水改修)	露出防水・簡易防水(塗膜・シート)	1,318	m ²			
養生(内部改修)	塗装塗替え程度 備品養生共	1,218	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0005
整理清掃後片付け (外壁改修)		354	m ²			
整理清掃後片付け (屋上防水改修)	露出防水・簡易防水(塗膜・シート)	1,318	m ²			
整理清掃後片付け (内部改修)	塗装塗替え程度	1,218	m ²			
計						
仮設間仕切		1	式			別紙 00-0006
仮設間仕切り下地	B種 軽鉄下地	12.4	m ²			
仮設間仕切り 仕上材	B種(片面) 石こうボード	12.4	m ²			
仮設扉	片開き、南京錠共	1	か所			
計						

管理教室棟 改修		内外装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
備品類 一時撤去再取付	避難器具、固定ロッカー、下足箱、掲示板、棚等	1	式			別紙 00-0007
避難器具 一時撤去再取付	垂直式救助袋	1	か所			
掲示板 一時撤去再取付	W1800×H900	4	か所			
職員用下足箱 一時撤去再取付	W1000×H1700	1	か所			
ロッカー 一時撤去再取付	W850×H1050	1	か所			
ロッカー 一時撤去再取付	W1200×H1050 (H1000)	3	か所			
ロッカー 一時撤去再取付	W1300×H1050	1	か所			
ロッカー 一時撤去再取付	W2500×H1050	8	か所			
ロッカー 一時撤去再取付	W1800×H830	1	か所			
鋼製戸棚 一時撤去再取付	W1800×900	1	か所			
棚 一時撤去再取付	W900×H900	1	か所			
棚 一時撤去再取付	W3000×H1900	1	か所			
計						

管理教室棟 改修		発生材処分				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0008
発生材積込み	廃プラスチック類 人力	0.6	m3			
発生材積込み （石綿含有材）	廃プラスチック類 人力 As防水	2	m3			
発生材積込み	金属くず 人力	0.6	m3			
発生材積込み	木材類 人力	2.2	m3			
発生材積込み	コンクリート類 人力	1	m3			
発生材運搬	廃プラスチック類	0.6	m3			
発生材運搬 （石綿含有材）	廃プラスチック類 As防水	2	m3			
発生材運搬	金属くず	0.6	m3			
発生材運搬	木材類	2.2	m3			
発生材運搬	コンクリート類	1	m3			
計						
発生材処分	処分費	1	式			別紙 00-0009
発生材処分	廃プラスチック類	0.2	t			
発生材処分 （石綿含有材）	廃プラスチック類	0.7	t			
発生材処分	金属くず類	0.7	t			
発生材処分	木材類	2.2	m3			
発生材処分	コンクリート類	1	m3			
計						

屋内運動場 屋根改修		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0010
桷組本足場 (手摺先行据置型)	建桷 600×1700 布桷500×1枚 掛払い手間 12m未満 - -	275	m ²			
桷組本足場 (手摺先行据置型)	建桷 600×1700 布桷500×1枚 供用90日賃料 修理費含む 12m未満 - -	275	m ²			
桷組本足場 (手摺先行据置型)	建桷 600×1700 布桷500×1枚 基本料 修理費含む 12m未満 - -	275	m ²			
仮設材運搬 (桷組本足場) (手摺先行据置型)	建桷幅600	275	m ²			
安全手すり (手摺先行据置型)	桷組本足場用 掛払い手間 -	51.6	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	桷組本足場用 供用90日賃料 修理費含む -	51.6	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	桷組本足場用 基本料 修理費含む -	51.6	m			
仮設材運搬 (安全てすり) (手摺先行据置型)	桷組本足場用(手すり先行方式)	51.6	m			
計						
垂直養生		1	式			別紙 00-0011
メッシュシート張り	防炎性能 JIS A 8952 I 類 掛払い手間 - -	275	m ²			
メッシュシート張り	防炎性能 JIS A 8952 I 類 供用90日賃料 修理費含む - -	275	m ²			
メッシュシート張り	防炎性能 JIS A 8952 I 類 基本料 修理費含む - -	275	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		275	m ²			
計						

[illegible]

管理教室棟 改修		動力設備		動力分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
空調機電源接続費		1	式			別紙 00-0016
EM-CEケーブル	8mm2- 3C ビット・天井	2	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	5.5mm2	2	m			
室外機		18	台			
計						
取外し再取付		1	式			別紙 00-0017
配管支持ブロック脱着		70	個			
計						
撤去費		1	式			別紙 00-0018
薄鋼電線管 撤去	(C19) 再使用しない	11	m			
600V絶縁電線 撤去	5.5mm2 × 1本 再使用しない	2	m			
EM-CEケーブル 撤去	8mm2- 3C ビット・天井	2	m			
CVVケーブル 撤去	2mm2 -5C 管内 再使用しない	11	m			
プルボックス 撤去	200x200x100 再使用しない	1	個			
計						

津市建設部営繕課

管理教室棟 改修		空調設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
既設屋外機取外し 再取付費		1	式			別紙 00-0022
ACP-1ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 再取付費	冷房能力：20.0kW	3	台			
ACP-1ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 取外し費	冷房能力：20.0kW	3	台			
ACP-2ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 再取付費	冷房能力：14.0kW	10	台			
ACP-2ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 取外し費	冷房能力：14.0kW	10	台			
ACP-3ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 再取付費	冷房能力：7.1kW	2	台			
ACP-3ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 取外し費	冷房能力：7.1kW	2	台			
ACP-5ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 取外し再取付費	冷房能力：7.1kW	2	台			
ACP-5ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 取外し費	冷房能力：7.1kW	2	台			
ACP-6ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 再取付費	冷房能力：14.0kW	1	台			
ACP-6ﾊﾟｯｹｰｼﾞﾞﾞﾞﾞﾞ 屋外機 取外し費	冷房能力：14.0kW	1	台			
ACR-1ﾙｰﾑエアコン 屋外機 再取付費	冷房能力：2.8kW	1	台			
ACR-1ﾙｰﾑエアコン 屋外機 取外し費	冷房能力：2.8kW	1	台			
計						

管理教室棟 改修		空調設備		仮設工事		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
既設屋外機取外し 再取付費		1	式			別紙 00-0023
ACP-1パッケージエアコン 屋外機 再取付費	冷房能力：20.0kW	1	台			
ACP-1パッケージエアコン 屋外機 取外し費	冷房能力：20.0kW	1	台			
計						
保温工事	テープ巻	1	式			別紙 00-0024
冷媒配管テープ巻	プラスチックテープ巻 100A	1	m			
計						
既設配管切断接続 費		1	式			別紙 00-0025
配管切断接続 (鋼管類)	φ9.5	1				
配管切断接続 (鋼管類)	φ15.9	1				
計						
既設撤去費		1	式			別紙 00-0026
冷媒用 断熱材被覆銅管 撤去	9.52外径(3/8B) 液管 厚10mm以上	1	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管 撤去	15.88外径(5/8B) ガス管 厚20mm以上	1	m			
計						

管理教室棟 改修		給水設備		屋内給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
保温工事		1	式			別紙 00-0027
給水管 保温	ボ リスチレン 屋外露出, 浴室 ステンレス鋼板 50A	52	m			
給水管 保温	ボ リスチレン 屋外露出, 浴室 ステンレス鋼板 100A	7	m			
給水用弁類 保温	ボ リスチレン(ハ タフライ弁) 屋外露出 ステンレス鋼板 100A	1	個			
計						
既設配管切断接続 費		1	式			別紙 00-0028
配管切断接続 (鋼管類)	50A 保温有	3	か所			
配管切断接続 (鋼管類)	100A 保温有	2	か所			
計						
配管架台		1	式			別紙 00-0029
配管架台	門型架台 250巾	22	個			
配管架台	門型架台 700巾	2	個			
L形フック 取外し再取付費		3	か所			
計						

管理教室棟 改修		排水設備		屋内排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
保温工事		1	式			別紙 00-0031
排水管 保温	ポリスチレン 屋外露出, 浴室 ステンレス鋼板 50A	1	m			
計						
既設配管切断接続 費		1	式			別紙 00-0032
配管切断接続 (樹脂管類)	65A 保温無	2	か所			
配管切断接続 (樹脂管類)	75A 保温無	1	か所			
計						
既設撤去費		1	式			別紙 00-0033
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP) 撤去	屋内一般 65A	6	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP) 撤去	屋内一般 75A	10	m			
排水管 保温撤去	ガラスワール 屋外露出, 浴室 ステンレス鋼板 50A 再使用しない	1	m			
計						

津市建設部営繕課

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ガードフェンス	H=1.8m 直付け、運搬費共	1	式			別紙 00-0039
ガードフェンス	H=1.8m 単管パイプ下地、運搬費共	1	式			別紙 00-0040
キャストゲート	W6000×H1800 供用140日 賃料 損料・運搬費共	2	か所			
仮設鉄板敷		1	式			別紙 00-0041
交通誘導員B		29	日			
室内空気汚染物質 測定	バッド法 報告書作成共	1	式			
ラフテレンクレーン運転 (油圧伸縮ジブ型)	4.9t吊り オペレータ付き 賃料 標準	4	日			
ラフテレンクレーン運転 (油圧伸縮ジブ型)	16t吊り オペレータ付き 賃料 標準	16	日			
防球ネット 一時撤去再取付	L=10m H=7.0m 水平ワイヤー、フリース共 高所作業車	1	式			
メッシュフェンス 一時撤去再取付	L=10m H=1.5m RC基礎共	1	式			
【屋内運動場屋根 改修】						
ガードフェンス	H=1.8m 直付け、運搬費共	1	式			別紙 00-0042
コーン、バー	ウェイト共	1	式			別紙 00-0043
交通誘導員B		6	日			
ラフテレンクレーン運転 (油圧伸縮ジブ型)	25t吊り オペレータ付き 賃料 標準	6	日			
計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
カートフェンス	H=1.8m 直付け、運搬費共	1	式			別紙 00-0039
カートフェンス	H=1.8m 柱脚固定具共 掛払い手間	123	m			
カートフェンス	H=1.8m 供用60日 賃料 修理費含む	81	m			
カートフェンス	H=1.8m 供用120日 賃料 修理費含む	42	m			
カートフェンス	H=1.8m 基本料 修理費含む	123	m			
仮設材運搬 (カートフェンス)		123	m			
計						
カートフェンス	H=1.8m 単管パイプ 下地、運搬費共	1	式			別紙 00-0040
カートフェンス	H=1.8m、掛払い手間 単管パイプ 下地共	105	m			
カートフェンス	供用140日 賃料 修理費含む H=1.8m、単管パイプ 下地共	105	m			
カートフェンス	基本料 修理費含む H=1.8m、単管パイプ 下地共	105	m			
仮設材運搬 (カートフェンス)		105	m			
計						

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
仮設鉄板敷		1	式			別紙 00-0041
仮設鉄板敷	設置費 敷鉄板 1524×6096×22mm -	576	m ²			
仮設鉄板敷	撤去費 敷鉄板 1524×6096×22mm -	576	m ²			
仮設鉄板敷	供用140日賃料 敷鉄板 1524×6096×22mm	576	m ²			
仮設鉄板敷	整備費 敷鉄板 1524×6096×22mm -	576	m ²			
仮設敷鉄板運搬		576	m ²			
計						
カートフェンス	H=1.8m 直付け、運搬費共	1	式			別紙 00-0042
カートフェンス	H=1.8m 柱脚固定具共 掛払い手間	4.2	m			
カートフェンス	H=1.8m 供用90日賃料 修理費含む	4.2	m			
カートフェンス	H=1.8m 基本料 修理費含む	4.2	m			
仮設材運搬 (カートフェンス)		4.2	m			
計						

[illegible]

特 記 仕 様 書

【積算基準適用に関する事項】

本事項は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものです。

- ・公共建築工事積算基準（平成28年12月20日 国営積第18号）
- ・公共建築工事共通費積算基準（令和7年3月19日 国営積第4号）
- ・共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、6.2か月とする。

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に速やかに提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写しを添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

（名札の例は、「三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定）第1編 共通編」を参照）

【安全対策に関する事項】

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等

を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第58条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【建設発生土に関する事項】

建設発生土の搬出はありません。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。

津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

1 趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

2 発注者及び受注者の責務

- (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。
- (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

3 定義

- (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。
- (2) 「不当要求行為等」とは、
 - ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
 - イ 暴力行為、脅迫行為
 - ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
- (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

4 工事説明の進め方

- (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。
- (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。

- (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。
- (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

5 不当要求行為等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。
- (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。